

新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、通学路等の通行者の安全を確保することを目的として、危険ブロック塀等の撤去工事を実施する者に対し、予算の範囲内において、新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石材等を用いた組積造（補強コンクリートブロック造を含む。）の塀その他これらに類する塀等で、通学路等の路面からの高さ（ブロック塀等の頂部から上部に設置されるフェンスの高さは除く。以下同じ。）が1メートル以上のものをいう。
- (2) 通学路等 通学路又は住宅から通学路へ至る経路をいう。
- (3) 耐震診断 「ブロック塀等の点検チェックポイント（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）」に基づいて地震に対するブロック塀等の安全性を評価することをいう。
- (4) 撤去工事 （ブロック塀等の）全部又は一部を解体することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に存するブロック塀等の所有者とする。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる撤去工事は、次に掲げるいずれかの撤去工事とする。

- (1) 耐震診断の結果、危険性が確認されたブロック塀等を、通学路等の路面から1メートル未満の高さとする撤去工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める撤去工事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助の対象としない。

- (1) 同一敷地内（二以上の土地が一体として利用されている場合を含む。）において、過去にブロック塀等の撤去工事に關し、市の補助金の交付を受けている場合。
- (2) 建築物の解体又は土地の販売等を目的として、ブロック塀等の撤去工事を行う場合。

3 撤去工事の施工者は、市内に本社若しくは本社の機能を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者でなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、撤去工事に係る経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、撤去工事に付随して、擁壁、ブロック塀等の基礎、鉄筋コンクリート造の立上り及びフェンス等の撤去に要する経費を除く。

- (1) ブロック塀等撤去工事費
- (2) ブロック塀等処分費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条各号に規定する経費の合計額の3分の2の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、150,000円を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 撤去工事の内容を示す図面又は書類
- (3) 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- (4) 撤去工事施工前の写真（全景、ブロック塀等の高さ及び危険性があると判断した部分が確認できるもの）
- (5) その他市長が必要と認めるもの
（交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（工事の実施）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、前条に規定する交付決定通知書を受領後、速やかに撤去工事を実施しなければならない。

（事業の変更、中止等）

第10条 補助金交付決定者は、事業の内容若しくは事業の経費の配分を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金変更交付・中止等申請書（別記第4号様式）に当該変更等の内容を説明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助金交付決定者は、事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（変更交付等決定）

第11条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金の変更交付等を決定したときは、新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金変更交付等決定通知書（別記第5号様式）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（補助金の取消し）

第12条 市長は、撤去工事が適切に行われていない場合は、当該補助金交付決定者に対し、撤去工事を適切に行うよう指示するものとする。

2 市長は、補助金交付決定者が前項の規定による指示に従わない場合その他不正があったと認める場合は、当該補助金交付決定者に対する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（事業の完了及び実績報告）

第13条 補助金交付決定者は、事業の完了後、速やかに新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業完了実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事施工後の写真
- (2) 補助対象経費が確認できる請求書又は領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（確定通知）

第14条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、速やかに当該補助金交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。